

すけ坊かわら版

足立区消費者センターキャラクター
あなたのくらしのおたすけ隊“はりきり!すけ坊”



足立区消費者センター

〒123-0851 足立区梅田7-33-1

エル・ソフィア2階 ☎3880-5385

消費生活相談専用 ☎3880-5380

相談時間:平日午前9時～午後4時45分

(年末年始を除く)

No.

67

令和元年
6月20日発行

ち
よ
つ
と
ま
つ
た
!
その
ハガキ



差し押さへ?!

あれ? と思ったらお電話で相談を

☎03-3880-5380

足立区消費者センター

こんなハガキが届いたら 詐欺かも!?

5つのポイント

ポイント1

公的機関に類似した差出人!

〈例えば〉

地方裁判所管理局

法務省管轄支局国民訴訟通達センター

全国紛争相談センター

ポイント2

何度も繰り返し
届くことがある!

ポイント4

「重要書類在中」
などと印刷された、
封書で送られてくる
手口も

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号(■)■■■

この度、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されま

下記、裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきます。ので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜わっておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和元年■月■日

民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関■丁目■番■号

取り下げ等のお問合せ窓口 03-■■■■-■■■■
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

ポイント3

取り下げできる
期間を短く設定し、
焦らせる!

ポイント5

個人情報保護の
シールが貼られ、
本物と思わせる
手口も

ハガキ記載の
電話番号には
絶対に電話しないで!!

少しでも不安に思ったら
足立区消費者センターに
ご相談ください。



「プレミアム付商品券」の
特殊詐欺や個人情報の搾取
にもご注意ください。

*プレミアム付商品券は、
9月24日(火)から販売予定です。

消費税率の引上げに際し、購入対象の方に「令和元年度足立区プレミアム付商品券」を販売します。
それに乗じた特殊詐欺等の犯罪が予想されるのでご注意ください。

- プレミアム付商品券を販売するために、市区町村や内閣府などが手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 市区町村や内閣府などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- 現時点で、市区町村や内閣府などが住民の皆様の世帯構成などの個人情報を照会することは絶対にありません。